

堺市公報 第284号	令和5年10月6日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	2
○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	3
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	4
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	5
○堺市東陶器小学校跡地土地区画整理事業の終了の認可について 【建築都市局都市整備部】	6
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	7
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	8
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	8
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	9
<b>&lt;消防局公告&gt;</b>	
○指定催しの指定について 【消防局予防部予防査察課】	10
<b>&lt;上下水道局管理規程&gt;</b>	

○堺市上下水道事業出納取扱金融機関等公金取扱規程の一部を改正する規程  
 【上下水道局サービス推進部事業サポート課】…………… 10

＜教育委員会規則＞

○堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部を改正する規則  
 【教育委員会事務局総務部総務課】…………… 11

○堺市教育文化センター管理運営規則の一部を改正する規則  
 【教育委員会事務局教育センター企画相談課】…………… 12

○堺市学校給食管理運営規則の一部を改正する規則  
 【教育委員会事務局学校管理部学校給食課】…………… 14

**告 示**

堺市告示第363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和5年10月6日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
医療法人浩仁会 南堺病院	堺市中区大野芝町292	腎臓に関する医療	令和5年9月1日
あかり薬局	堺市中区東山733-2	薬局	令和5年9月1日
キリン堂薬局 三国ヶ丘店	堺市北区百舌鳥梅北町2-73-1	薬局	令和5年9月1日
ここいろ薬局 北花田店	堺市北区北花田町3丁29-7 澁木第一ビル1階	薬局	令和5年9月1日

マイ薬局	堺市中区深井中町529番地2 福寿苑1号室	薬局	令和5年9月1日
------	--------------------------	----	----------

堺市告示第364号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第58号）第2条の規定により告示する。

令和5年10月6日

堺市長 永 藤 英 機

氏名	診療科	指定科目	医療機関の名称	所在地	指定年月日
安達 高久	泌尿器科	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	医療法人浩仁会 南堺病院	堺市中区大野芝町292	令和5年9月1日
磯貝 典孝	形成外科	肢体不自由	医療法人浩仁会 南堺病院	堺市中区大野芝町292	令和5年9月1日
伊藤 理恵	耳鼻咽喉科・頭頸部外科	聴覚障害・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町1179番地3	令和5年9月1日
井上 亮	眼科	視覚障害	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町1179番地3	令和5年9月1日
江神 康之	循環器内科	心臓機能障害	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町1179番地3	令和5年9月1日

海渡 貴司	整形外科	肢体不自由	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町1179番地3	令和5年9月1日
香川 智子	呼吸器内科	呼吸器機能障害	独立行政法人国立病院機構 近畿中央呼吸器センター	堺市北区長曾根町1180番地	令和5年9月1日
杉山 慎太郎	脳神経内科	肢体不自由	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁1番1号	令和5年9月1日
辻本 裕一	泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町1179番地3	令和5年9月1日
松本 翔平	内科・循環器内科	心臓機能障害	ふくろうクリニック	堺市堺区向陵西町4-12-21	令和5年9月1日
森 令法	呼吸器内科	呼吸器機能障害	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁1番1号	令和5年9月1日
山田 貴之	内科・循環器内科	心臓機能障害	ふくろうクリニック	堺市堺区向陵西町4-12-21	令和5年9月1日

## 公 告

堺市公告第589号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとお

り公告する。

令和5年10月6日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
防火衣一式 224着
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
財政局契約部調達課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年8月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
真弓興業株式会社  
代表取締役社長 笠井 美喜  
大阪府堺市堺区大浜中町2丁1番25号
- 5 落札金額  
¥47,160,960-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和5年7月19日

~~~~~  
堺市公告第590号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調

達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月6日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
資機材搬送車（大型） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
財政局契約部調達課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年8月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社関電L & A  
代表取締役 大植 康司  
大阪府大阪市西淀川区歌島2丁目4番7号
- 5 落札金額  
¥26,235,000—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和5年7月12日

~~~~~  
堺市公告第591号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定に基づき、土地区

画整理事業の終了について認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により、次の事項を公告する。

令和5年10月6日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 土地区画整理事業の名称  
堺市東陶器小学校跡地土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
堺市
- 3 事務所の所在地  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 4 事業施行期間  
令和2年12月11日から令和6年3月31日まで
- 5 施行地区  
堺市中区陶器北及び堺市中区福田の各一部
- 6 施行認可の年月日  
令和2年11月26日
- 7 終了認可の年月日  
令和5年9月25日

~~~~~

堺市公告第592号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月6日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市南区三原台二丁5番9及び5番57から5番74まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市南区檜尾567番地の1

南洲興産株式会社

代表取締役 中原 匡盛

~~~~~

堺市公告第593号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月6日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市東区大美野67番2及び67番12から67番27まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号

近鉄不動産株式会社

代表取締役 倉橋 孝壽

~~~~~

堺市公告第594号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。



令和5年10月6日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市南区豊田839番2、841番3、853番3の一部及び854番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
岐阜県多治見市大針町661番地の1  
株式会社バロー  
代表取締役 森 克幸

~~~~~

堺市公告第595号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月6日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市北区百舌鳥陵南町三丁108番1から108番5まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市中央区難波五丁目1番60号なんばスカイオ20フロア  
株式会社NANSOビバシャス  
代表取締役 南 醸人

消防局公告

## 堺市消防局公告第5号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月6日

堺市消防長 西 尾 学

催しの名称	第50回堺まつり
開催場所	大小路筋周辺、堺市役所前市民交流広場、南宗寺及びさかい利晶の杜
開催期間	令和5年10月14日（土）から同月15日（日）まで

## 上下水道局管理規程

堺市上下水道事業出納取扱金融機関等公金取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年10月6日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

堺市上下水道局管理規程第19号

堺市上下水道事業出納取扱金融機関等公金取扱規程の一部を改正する規程

堺市上下水道事業出納取扱金融機関等公金取扱規程（平成19年上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第4号様式」を「様式第4号」に改める。

様式第1号中「様式第1号」の次に「（第10条関係）」を加える。

様式第2号中「様式第2号」の次に「（第10条関係）」を加える。

様式第3号中「様式第3号」の次に「（第12条関係）」を加える。

様式第4号中「様式第4号」の次に「（第13条関係）」を加え、「印」を削る。

様式第5号中「様式第5号」の次に「（第16条関係）」を加える。

様式第6号中「様式第6号」の次に「（第25条関係）」を加える。

様式第7号中「様式第7号」の次に「（第26条関係）」を加える。

様式第8号中「様式第8号」の次に「(第27条関係)」を加える。

様式第9号中「様式第9号」の次に「(第27条関係)」を加える。

様式第10号中「様式第10号」の次に「(第28条関係)」を加える。

様式第11号中「様式第11号」の次に「(第28条関係)」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の堺市上下水道事業出納取扱金融機関等公金取扱規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、改正後の堺市上下水道事業出納取扱金融機関等公金取扱規程の様式による帳票とみなして使用できるものとする。

## 教育委員会規則

堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年10月6日

堺市教育委員会

教育長 粟井明彦

堺市教育委員会規則第26号

#### 堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則（平成25年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「4人」を「3人」に、「委員長」を「委員長」に改め、同条第4項中「（議長を除く。）」を削り、「で決する」を「をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

堺市教育文化センター管理運営規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年10月6日

堺市教育委員会

教育長 粟井明彦

堺市教育委員会規則第27号

堺市教育文化センター管理運営規則の一部を改正する規則

堺市教育文化センター管理運営規則（平成6年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が特に認めるときは、使用許可書の添付を省略することができる。

様式第1号（乙）を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第10条第1項ただし書の規定は、令和5年3月23日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市教育文化センター管理運営規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市教育文化センター管理運営規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第1号(乙)(第3条関係)

堺市教育文化センター使用許可申請書

申請日 年 月 日

堺市教育委員会教育長 殿

堺市教育文化センター管理運営規則第3条第1項の規定により、次のとおり堺市教育文化センターの使用を申請します。

|       |               |      |  |                                             |
|-------|---------------|------|--|---------------------------------------------|
| 申請者   | 住所(所在地)       |      |  | 目的分類<br>講演会・演劇・映画・音楽舞踊・展示会・教養文芸・美術工芸・趣味・その他 |
|       | 法人名又は団体名      |      |  |                                             |
|       | フリガナ氏名(代表者氏名) |      |  |                                             |
| 電話番号  |               | 生年月日 |  |                                             |
| 会場責任者 | 氏名            |      |  |                                             |
|       | 電話番号          |      |  |                                             |

|   | 使用日及び使用時間           | 使用室名  | 使用目的 | 対象者・利用予定人数       |
|---|---------------------|-------|------|------------------|
|   |                     | 使用設備等 | 表示名称 | 入場料              |
| 1 | 年 月 日( )<br>時から 時まで |       |      | 一般関係者 人<br>無・有 円 |
| 2 | 年 月 日( )<br>時から 時まで |       |      | 一般関係者 人<br>無・有 円 |
| 3 | 年 月 日( )<br>時から 時まで |       |      | 一般関係者 人<br>無・有 円 |
| 4 | 年 月 日( )<br>時から 時まで |       |      | 一般関係者 人<br>無・有 円 |
| 5 | 年 月 日( )<br>時から 時まで |       |      | 一般関係者 人<br>無・有 円 |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 確認事項 | <p>申請に当たっては、次の内容を御確認の上、□にレを記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 使用に当たっては、堺市教育文化センター条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の使用を約束します。</p> <p><input type="checkbox"/> 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。</p> <p><input type="checkbox"/> 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の使用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。</p> |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

注意

- 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため、必要に応じて関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
- 団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めています。



堺市学校給食管理運営規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年10月6日

堺市教育委員会

教育長 栗井明彦

堺市教育委員会規則第28号

#### 堺市学校給食管理運営規則の一部を改正する規則

堺市学校給食管理運営規則（平成8年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。